ので，その大きさに対応して機械の各部を調整することができる。倣装置は油圧式のもので型板の形状にしたがいバイト刃先が移動して同一形状をつくりだすものである。(山本　穣)

**かわまたせん　川俣線**　東北本線松川駅から岩代川俣駅に至る12.2 kmの線。東北線に属し線路等級は簡易線である。大正15・3松川と常磐線浪江を結ぶ鉄道の一部として松川・岩代川俣間が開通して川俣線と呼称，昭和18・9営業を一時休止したが，昭和21・7全線営業を復活した。(森　悌寿)

**かわもとせん　川本線**　島根県安濃郡大田町と広島県山県郡大朝町方面等を結ぶ国鉄自動車路線であって所管する自動車営業所は島根県邑智郡川本町にある。

1　区間・キロ程および沿革

| | | | |
|---|---|---|---|
| 川本本線 | 石見大田・大朝 | 72 km | 昭22・5・24開業 |
| | 皆井田・石見井原 | 2 | 昭30・8・1 |
| | 石見川本・粕淵 | 16 | 昭29・7・23 |
| | 上田所・石見市木 | 12 | 昭28・9・15 |
| | 中三坂峠・安芸新庄 | 5 | 昭22・5・24 |
| 君谷線 | 福原口・石見多田 | 18 | 昭26・6・11 |
| 温泉津線 | 久座仁・温泉津 | 30 | 昭29・10・21 |
| | 大渡・石見三原 | 3 | 昭32・6・30 |
| 高原線 | 石見谷・田所 | 26 | 昭22・5・24 |
| | 出羽・石見久喜 | 6 | 昭28・9・15 |
| 三原線 | 因原・川戸 | 19 | 昭28・11・15 |
| | 石見三原・津淵診療所前 | 5 | 昭29・10・21 |
| | 石見三原・温泉津 | 17 | 〃 |
| 都賀線 | 八色石・赤名 | 28 | 昭26・5・11 |
| 宇都井線 | 都賀大橋・今西 | 9 | 昭32・6・20 |
| 阿須那線 | 石見高原・下口羽 | 19 | 昭22・5・24 |
| 矢上線 | 石見中野・川戸 | 27 | 〃 |
| 日和線 | 矢上・日貫 | 18 | 昭32・6・20 |
| 日貫線 | 日貫・和田本郷 | 7 | 昭30・6・20 |
| | 都川口・岩畳 | 3 | 〃 |
| 有福線 | 市山・波子 | 24 | 昭28・9・15 |
| | 堂庭・有福温泉 | 1 | 〃 |

上記のうち都賀・赤名間は昭27・3・16，阿須那・下口羽間は昭24・1・30営業開始。

2　営業範囲

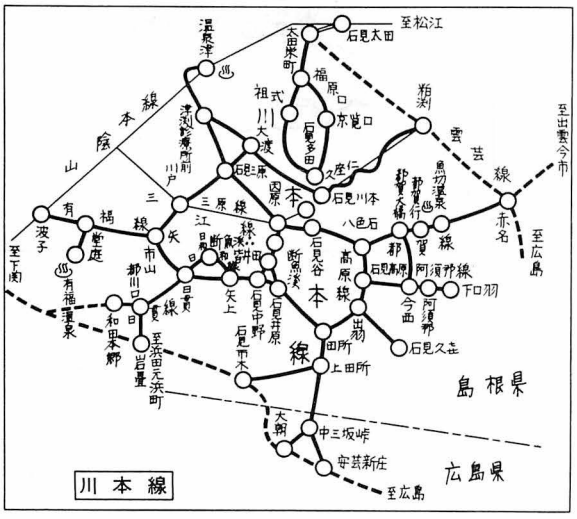


石見大田・大朝間，石見中野・矢上間，中三坂峠・安芸新庄間，石見谷・田所間，石見高原・阿須那間，矢上・川戸間および阿須那・下口羽間は旅客・手小荷物・貨物の取扱をし，その他の区間においては旅客にかぎって取扱をしている。なお団体貸切は沿線に発着する旅客にかぎり取扱っている。

3　使　命

広浜線を通じて中国地方を横断する陰陽短絡路線であり，また沿線地方の産業・文化の発展助長を使命としている。

4　特　長

三江線川本駅を中心として農山村を結ぶ奥地開発路線であり，その延長350 kmにおよぶ。石見川本駅西方10 kmの地点に断魚渓がある。

この地方は温泉に恵まれ有福・温泉津・魚切の各温泉は著名である。川本町を中心とする農山村の経済交流は広島依存であるため，石見大田・石見川本・大朝・広島間1往復および石見川本・大朝・広島間2往復の直通便を運転している。(可野虎男)

**かんあつじゆうほじ　缶圧自由保持**　機関車が列車運転にあたって余裕ある仕事をする場合，運転に支障をおよぼさない範囲で発車の際における缶圧の出下り，または運転途中において缶圧の降下があっても，急激なる投炭燃焼によって圧力の回復をはからず，燃焼の自由にまかせて焚火（ふんか）し圧力を保持することをいう。これは一般に高圧蒸気は低圧蒸気に比較して，その熱効率が高いから機関車が性能一ぱいの仕事をする場合は，できうるかぎり高圧蒸気を使用することが経済的である。しかしながら圧力の高いことは一面蒸気漏れが多く，蒸気の使用効率が低下するので，機関車が余裕ある仕事をする場合には，缶圧を適当に低く保持することも蒸気の有効使用の1つの方法である。(野村正義)

**かんいえき　簡易駅**　駅員無配置駅の俗称。なお一般にはある一定の期間にかぎり開設する仮駅や仮乗降場，または旅客・手小荷物を取扱う駅で比較的取扱数量や，規模の小さい旅客駅を含めて簡易駅という場合もある。(森　悌寿)

**かんいしゃしょうべん　簡易車掌弁**　列車の最後部には必ず緩急車を連結するよう規定されている。しかし編成する車種によっては車掌弁のついてない客車を，やむをえない事由で最後部に連結する場合がある。この場合には簡単に取付けのできるように作られてある車掌弁を使用する。これを簡易車掌弁と呼んでいるが正式には着脱式車掌弁という。

この車掌弁は主として特殊の臨時列車に使用され，一般列車には使用していない。(斎藤雅男)

**かんかいかんちょう　管海官庁**　商法その他の法令にいわゆる管海官庁は海事に関する行政官庁のことであって，各地にあって現実に海事行政の衝にあたるものをいう。したがって管海官庁は下級官庁であって，また地方官庁でもある。現行の官制においてはつぎのものである。

1　海運局長　北海・東北・新潟・関東・東海・近畿・神戸・中国・四国・九州

2　海運局支局長　室蘭・函館・青森・東京・横須賀・清水・伏木・舞鶴・敦賀・四日市・玉野・松山・尾道・呉・下関・若松・長崎・佐世保・鹿児島

3　海運局出張所長・海運局支局出張所長（所要の地に置かれている）。

4　領事および貿易事務官

5　市町村長（昭和22・9運輸省告示第227号で指定するもの）。(今留光国)

**かんきゅうしゃ　緩急車**　(英)　brake-van　列車乗務員の乗